

平成29年6月7日付け株式会社斐太工務店宛て

本事業は、江差町の北部で平成14年4月から運営されている既設の江差風力発電所（以下、「既設風力発電所」という。）の老朽化に伴う更新事業であり、既設風力発電所の敷地約157haを事業実施想定区域として、出力約21,000kW、最大10基の風力発電機を設置する計画であるが、事業実施想定区域及びその周辺には自然度の高い植生や鳥獣保護区等の重要な自然環境のまとまりの場が存在していることなどから、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 本配慮書において事業者は、計画段階配慮事項の全般にわたり、重大な影響はない、若しくは回避又は低減されると評価しているが、計画熟度の低い現段階における評価であり、今後の事業の規模、風力発電設備の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等からの科学的知見に基づいた助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業の規模の縮小など、事業計画の見直しを行うこと。

- (2) 本配慮書では、既設風力発電所の事業区域を事業実施想定区域としているため、位置等の複数案は設定されていないが、基数については現在28基であるものを最大10基に大幅に減じる計画であり、風力発電機等の施設の配置等については検討の余地が高いにもかかわらず、配置等に関する複数案が設定されていないことから、既設風力発電所の環境上の課題等も踏まえ、施設の配置等に係る複数案を設定して環境影響を回避又は低減するための比較検討を行い、その経緯等を方法書に記載すること。
- (3) 本配慮書では、重大な影響のおそれのある環境要素として、施設の稼働による動物及び生態系を選定しているにもかかわらず、これらに対する予測及び評価に関する記載がなく、配慮書段階で行うべき重大な環境影響の回避又は低減のための検討が不十分であることから、これらについても適切に予測及び評価を実施した上で配慮事項を検討し、その経緯等を方法書に記載すること。
- (4) 本事業は、既設風力発電所の撤去についても事業計画に含めていることから、撤去に伴う騒音、粉じん、廃棄物等の環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、撤去後の跡地についての環境保全措置についても十分検討すること。
- (5) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、

相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による環境影響が生じるおそれがあるため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を行い、必要に応じ風力発電設備を住居等から離隔するなど、騒音等による影響を回避又は低減すること。

(2) 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、渡り鳥やオジロワシ等の希少猛禽類の生息情報もあることから、今後、専門家等からの助言を得ながら、渡り鳥や希少猛禽類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行い、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切に予測及び評価を行い、これら鳥類への影響を回避又は低減すること。

また、動物相の的確な把握を行うとともに、コウモリ類や他の重要な動物種については、専門家等からの助言を得ながら、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、土地改変等による影響を回避又は低減すること。

(3) 植物及び生態系

事業実施想定区域は、エゾイタヤシナノキ群落などの自然林を含む自然度の高い植生や鳥獣保護区などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風力発電設備や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けること。

また、植物相の的確な把握を行うとともに、重要な植物種については、専門家等からの助言を得ながら、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、土地改変等による影響を回避又は低減すること。

さらに、生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、地域における生息環境に即した適切な種を選定し、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

(4) 景観

事業実施想定区域から約1kmと近距離に位置する元山からは、現在、既設風力発電所の風車が眺望されているが、新たに設置される風車の垂直見込角は最大8.5度と予測され、元山からの眺望への影響が懸念されることから、既設の風車の視覚的印象に関する調査を含め、地域住民の幅広い意見を踏まえるなどして、客観性を確保しながら、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。